

平成26年9月25日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

産業建設委員会
委員長 本田 篤

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 9月25日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。
その他で、魚沼市の地下水保全について、湯之谷簡易水道について説明を受け、質疑を行った。また、委員から米価大幅値下げ対策への提案、うおぬまザ・チャンスセール10について及びガス水道フェアについて質疑を行った。

産業建設委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第 6 号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願
- (2) 議案第 55 号 市有財産の処分について（消雪井戸）
- (3) 議案第 83 号 魚沼市認定農業者の認定に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第 84 号 魚沼市営住宅条例の一部改正について
- (5) 議案第 85 号 魚沼市有住宅条例の一部改正について
- (6) 議案第 87 号 字の変更について

2 調査事件

- (7) 閉会中の所管事務等の調査について
- (8) その他

3 日 時 平成26年9月25日 午前10時

4 場 所 広神庁舎 301会議室

5 出席委員 富永三千敏、佐藤敏雄、岡部計夫、佐藤 肇、本田 篤、森山英敏
(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 大平市長、青木商工観光課長、星農林課長、桜井土木課長、
滝沢ガス水道局長、星野農政室長、佐藤建設室長、桜井施設課長

8 書記 小幡議会事務局長、中川主任

9 経過

開 会 (9 : 59)

本田委員長 定足数に達していますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。本委員会に付託された議案について審議願います。

(1) 請願第 6 号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願

本田委員長 日程第 1、請願第 6 号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願を議題とします。最初に、紹介議員であります大屋角政議員に説明を求めます。

大屋議員 請願第 6 号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願ですが、請願趣旨につきましては、お手元にありますとおりです。ことしは特に前年の価格よりも農協等の仮渡金が 4,000 円程度下回るとか、魚沼産コシヒカリですと 2,500 円引き下げになるとか、

あわせて卸売価格が2万円を割ると。1万8,500円ですか。なんとしても大暴落の状況を打開していかないと米作農家にとっては再生産が今後できなくなってしまうという懸念があります。そういう意味で政府において緊急に過剰米処理を行なっていただきたいというのが請願の趣旨であります。慎重審議のうえ採択されるよう、よろしくお願い申し上げます。

本田委員長　これから、紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員　過剰米の処理ということなんですが、農政全体で米価の域に資するような政策、米の多用途米に切り替えだとか、要は主食からはずれるような稲作に切り替えを進めるような政策を国もかなりとっているようだが、その成果が出てこないというようなことで、今回主食の部分の過剰米の処理を進めてほしいということだろうかと思います。農業政策が響いてきて、主食用の数量が年々残ると。ただ、その年だけの過剰米処理だけでは難しいと考えます。請願の中ではことしだけ、ということではなく、政策の転換も求めていく形になりますか。

大屋議員　今回の請願については、そういった農政全般について意見を言っているわけではありません。緊急に過剰米処理を行ってほしいと。というのは何年か前にも暴落したことがありましたが、その時にも全国から議会も含めて過剰米の処理を行ってほしいという趣旨の請願が出たり、要望が出たりしたことがありました。今回の請願については一過性のものです。政府で過剰米の調整を行うことによって、ある程度暴落に歯止めをかけるという趣旨であります。ですから、全般的な農政についてどうこう言うものではありません。

岡部委員　過剰米の処理について、こう処理すれば実現できるというような案はお持ちですか。

大屋議員　飼料用米、加工用米、政府援助米など一般の市場に出回らないような形で過剰米の処理を行うことによって、新しい今年度の米を買い上げ、需要と供給のバランスをとっていくということになります。

本田委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし)なければ、これで紹介議員に対する質疑を終結します。紹介議員は退席してください。(紹介議員退席)続いて、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。質疑はありませんか。

森山委員　請願趣旨の中で過剰基調が明確になっているとありますが、魚沼市ではどのような形になっているか、農林課長の方で把握していましたら報告をお願いします。

星農林課長　生産調整の状況になるかと思いますが、26年度につきましては作付けの許可数量に対して達成率90%程度です。ですので、その分が割り当てよりも多く作られているということになります。

森山委員　飼料米や米粉などの主食外は落とした主食用の作付面積で、達成率が90%ということでしょうか。

星農林課長　委員言われるとおりです。

佐藤(肇)委員　達成率90%ということですが、魚沼産コシヒカリは販売努力をされてると思いますが、農協に在庫というか売れ残りが出そうなのか、情報はありますか。

星農林課長　具体的な数値は聞いておりません。在庫は報道されているとおり民間自体で222万トンあるようなので、農協が全農に出荷している部分、在庫はあるのだろうと思

ます。

佐藤(肇)委員 農協は全農に出荷したという形で伝票は動いても、米自体はそこに残っているという状況も見られるということでしょうか。

星農林課長 そういう形ですが、農協の倉庫にどれだけあるかは把握していません。

本田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、請願第6号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願を採決します。お諮りします。本件は、採決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、請願第6号は、採決すべきものと決定されました。本請願を採決としましたので、本会議でも採決された場合の意見書発議について協議します。意見書案を配付します。(意見書案配付) 配付漏れはありませんか。(なし) それでは事務局長に朗読させます。

小幡議会事務局長 (意見書案朗読)

本田委員長 お諮りします。ただいま朗読のあった意見書にご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。本会議で採決されたときには、委員長が提出者となり委員会で発議することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

(2) 議案第55号 市有財産の処分について(消雪井戸)

本田委員長 日程第2、議案第55号 市有財産の処分について(消雪井戸)を議題とします。

本件については、第2回定例会の6月25日の委員会では、継続審査とし、その後、8月28日の委員会においても引き続き審査が必要とのことから委員会としての結論を保留としていた件であります。本日は、委員会の結論を出したいと考えておりますので、そのように審査が進められるようお願いいたします。この件について執行部より補足説明はありませんか。

桜井土木課長 8月28日開催の産業建設委員会以降の動きについて、ご説明申し上げます。委員会では、相手方に連絡した上で再度の意向確認を行いたいと申し上げました。実際には、9月17日に訪問させていただいたところであります。訪問の趣旨は、前回と同様有償での井戸譲渡についての協議であります。再度、経過等をご説明しながら相手方のご意見をお聞きしてきましたが、以前2度伺い確認をさせていただいた考え方に替わりは無く、無償での譲渡をご希望されているとのことで、進展はありませんでした。民法第162条の所有権の取得時効について、第2回定例会における委員会でご説明した内容について、繰り返しになりますが再度ご説明申し上げます。この内容は、顧問弁護士へ法律相談に伺った際の内容となります。民法第162条の所有権の取得時効は、第1項で20年間、所有の意思をもって、平穩にかつ公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。第2項で10年間、所有の意思をもって、平穩、かつ公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に善意であり、かつ、過失が無かったときは、その所有権を取得する。とのことで、次の点について確認させていただきました。取得時効は、第1項で20年、第2項で10年の2種類がある。第2項の10年は、善意、無過失であることが条件である。取得時効は、20年若しくは10年経過で所有権を得るが、取得時効完成後に新たな所有者への所有権移転

登記が完了していると、先に登記した者が優勢となり、登記時点で期間がリセットされる。登記完了前に市が取得時効を主張し、訴訟を起こしても、所有権移転登記を妨げるものではない。とのことでした。さらに、このたびの件に関しては、井戸設置時に現況が道路であったとしても、本来工事施工前に行うべき更正図との照合を怠り、道路敷地内でなく民地内に消雪井戸を設置した行為は過失が無かったとは言えず、第1項の20年の占有が必要になるとのことで、今回の場合は判明した時点で、設置後18年経過であり、取得時効の期間を満たしていないとの判断をいただいたところであります。また、8月開催の委員会で、この井戸掘削等工事は、旧広神村の建設課で実施したのではなく、産業課において山村振興農林業対策事業で実施したことが判明し、入広瀬庁舎書庫の農林課スペースに、当時の設計書等を調査に行きましたが、以前お話しした以上の資料は見つからなかったと申し上げました。その際、土木課書庫に平成14年度のさく井及び消雪パイプの設計書がございました。6月25日開催の委員会では、残存価格の算出で、現時点で井戸掘削をした場合が1番高額となり、5%の残存価格として55万8,900円、井戸の撤去費用は57万2,400円とご説明申し上げました。この残存価格算出の際には、消費税についても現時点での井戸掘削のため8%で計算した額とし、説明させていただいたところであります。この井戸の残存価格について、先ほど書庫にあった平成14年度の設計書をもとに、もう少し当時の工事費に近づけるよう、試算をしてみたところであります。ご審議いただいている井戸はケーシング径250の深さ55mですが、平成14年度設計書の井戸はケーシング径200の深さ66mとなっております。井戸の掘削径は、平成12年度にケーシング径に伴う掘削口径が変更になり、ともに350ミリメートルで掘っているため、平成14年度の設計金額に6分の5を乗じて算出しました。また、取水ポンプにつきましてもご審議いただいている井戸は口径80の5.5キロ、平成14年度設計書は口径100の7.5キロのため、現在の価格で比率を出し、その比率を乗じて算出、他にも平成7年当時は消費税3%、井戸掘削により発生する汚泥処理は当時未計上などにより試算したところであります。この結果、試算の工事費をもとに、5%を残存価格としますと31万6,000円となりました。また、撤去費用につきましても、撤去する場合には、ケーシングを全て抜くよう、現土地所有者から要望が出ております。現地には、5.5メートルのケーシングを10本、溶接で繋いで地中に入れてありますが、掘削して取り出すのは、かなり広範囲に掘らせていただくことが必要で、住宅等がある現状では、無理なため、クレーンにより上方に引き抜く工法の見積もりを取らせていただきました。この金額が、120万9,600円となりましたが、現実的にはこの工法でも途中で溶接部が切れてしまう可能性が高いように思いますが、最大限の努力をした場合の金額となります。以上、ご報告させていただきます。

本田委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤(肇)委員　農林の補助金をもらって作られた井戸ということで、図面等示さないと検査等できないと思いますが当時はなかったのでしょうか。他人の土地に井戸掘るとか、土地が借地にもなっていない状態であればなおのこと、市が買い上げて井戸を掘り、登記をしてなかったというようなことでこのような結果になったのではないかと推察するがどうでしょうか。

桜井土木課長　当時も工事の検査については、写真も含めて書類関係の検査、現地での検査等々があったものと思います。ただし、井戸の設置場所の敷地が民地であったか、官地で

あったかというところまで精査をされたかどうかという部分については、されていなかったのではないかと考えています。

富永委員 説明によりますと県と国から補助いただいている工事だということですが、補助事業を申請する際には当然井戸を設置する場所の図面や、どのくらいの費用がかかるだとかがあるべきだと思いますがどうでしょうか。

桜井土木課長 当然、国へ交付申請ですとか、そういったものをあげさせていただいた中で補助金の交付が受けられたということになります。敷地までの書類関係は出してはいないと思います。現在も消雪パイプの関係でも交付金いただいておりますが、その際に更正図の添付はしておりません。

富永委員 その土地が誰の所有なのか、というのがはっきりしなければ申請にはならないと思うのですがいかがでしょうか。

桜井土木課長 交付申請等の際に、そこまでの資料を求められていないということでありませ

森山委員 以前の説明で個人が消雪用として使うには相当容量の大きなポンプが入っているとありましたが、これを無償譲渡した場合に新たな権利者となる方がそのまま使うのか、もしくは口径ダウンといいますか、ポンプを入れ替えて使う予定なのか伺っていますか。

桜井土木課長 今は大きなポンプですので、現在お聞きしている範囲内では、一度ポンプを抜いて容量の小さなポンプに入れ替えられるとお聞きしております。

富永委員 井戸を掘る段階では、当然土地の所有者や近隣の土地所有者と話し合いがあっ

ながら井戸を掘ったと思っています。当時の職員2、3人にも伺い、そういうことはした

富永委員 前の委員会ですり、当時の職員2、3人にも伺い、そういうことはした

桜井土木課長 先ほどの隣接の皆様方、区の役員等々と打ち合わせしながら掘ったのでは

そうではなかったかなという話で、証明できるものは何もございません。現実的に官地ではなく民地に掘られているという部分を考えれば、施設としてはお渡しをしなくてはならないのかなということで申し上げたと思っております。

佐藤(敏)委員 いろいろな立場の人に、いろいろな角度でお聞きをして、どう判断するべきかとのことで経過を見守ってきました。当初、補助事業で旧広神村産業課がやるってことは、当然地主と話し合いし了解いただいたてきた、とすれば善意の10年に該当になるし、それだけでなく、そうしてきた広神村なり魚沼市の財産を現に井戸として使えるものを無償で出すということは理解できないという意見が非常に多かった。市民の立場で考えてみても無償譲渡はいかななものかと思えます。

桜井土木課長 繰り返して申し訳ありませんが、打ち合わせしながら善意の中でやったものとは思っておりますけれども、それを証明するなんらかの書類が残っていないということになると、やはりそう主張することが少し難しいのではないかなというのが現在の考え方です。

佐藤(肇)委員 旧広神村の職員として携わった方が、まだおられると思いますがどうですか。

桜井土木課長 当時の職員名簿を探し2、3人に確認させていただきました。もう退職された方々です。申し上げたように地元の説明なしで掘るようなことはないとお聞きしましたが、書類関係が残っているかということについてはないのかもしれないという話をされました。過去をたどってはみましたが、きちんと証明できるものはなかったということになります。

岡部委員 国や県に補助事業としてやるときに、図面とか両者立会いでやったと推測されますが、過失があったと答弁がありました。わからない中でどうして過失を認めるのか。

桜井土木課長 証明できるものがあればきちんと説明できますが、それがありませんので現状の中で判断させていただく、ということで申し上げたことです。

岡部委員 市に過失あるという形になると、それはどうしても交渉が不利になる。その辺は弁護士に相談したということでしたが、顧問弁護士だけでなくほかにも弁護士がいるので聞いて、今回のこの件が妥当かという確認はされましたか。

桜井土木課長 ほかの弁護士には特にお聞きはしていません。顧問弁護士の方に昨年度1度、今年度1度訪問して確認をさせていただきました。

富永委員 有償で交渉されたということですが、金額は何を根拠に算出したのでしょうか。

桜井土木課長 有償でお譲りしたいと問題発覚以降交渉させていただいておりましたが、金額部分の相談まで至らずに、相手方から無償でなんとかならないかという話になりましたので、算出はしていません。

佐藤(肇)委員 昨年の暮れにわかってその後に、このポンプを使わないようにと切り離しの工事をされた。それから隣の消雪パイプに接続工事をされているということですが費用はどのくらいかかりましたか。

桜井土木課長 管の切断等、土工が入っておりませんが概ね5万3,000円程度です。

本田委員長 しばらくの間、休憩します。

休 憩 (10 : 40)

休憩中に懇談的に意見交換

再開（11：00）

本田委員長　休憩を解き、会議を再開します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第55号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議あり）異議がありますので、挙手によって採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。挙手少数であります。よって、議案第55号　市有財産の処分について（消雪井戸）は、否決すべきものと決定されました。

しばらくの間、休憩します。

休憩（11：01）

再開（11：13）

本田委員長　休憩を解き、会議を再開します。

（3）議案第83号　魚沼市認定農業者の認定に関する条例の一部改正について

本田委員長　日程第3、議案第83号　魚沼市認定農業者の認定に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

星農林課長　本条例改正につきましては、国の法改正に伴う改正でありますので、特に補足説明はありません。

本田委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員　この中で特に必要があると認めるときは、とありますが全く面積要件がなくないと解釈してよろしいでしょうか。

星農林課長　条例の施行規則があるのですが、規則の方に従来の認定農業者のしほりが個人であれば最低1町歩以上とありました。今回は人・農地プランにおいて新規就農者、今は面積ないけれども借りて5年後このようにやりたいんだ、という方も含めて認めようということで改正がありました。面積要件は認める場合にあってはありません。

本田委員長　ほかに質疑はありませんか。（なし）これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第83号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第83号　魚沼市認定農業者の認定に関する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第84号 魚沼市営住宅条例の一部改正について

本田委員長 日程第4、議案第84号 魚沼市営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

執行部より補足説明はありませんか。

桜井土木課長 特にございませぬ。

本田委員長 これより質疑を行います。

本田委員長 質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第84号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第84号 魚沼市営住宅条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第85号 魚沼市有住宅条例の一部改正について

本田委員長 日程第5、議案第85号 魚沼市有住宅条例の一部改正についてを議題とします。

執行部より補足説明はありませんか。

桜井土木課長 特にございませぬ。

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員 市営住宅、市有住宅の違いはどういうところですか。

桜井土木課長 市営住宅につきましては公営住宅法の適用になる住宅、市有住宅につきましては以前いろいろところでできた住宅を旧町村がもらい受けたり買ったりした住宅ですので、公営住宅法の適用にならない住宅ということでご理解いただければと思います。

佐藤(肇)委員 家賃の規定は公営住宅のとは切り離して全く単独で決められると解釈できるということですか。

桜井土木課長 現実にはそうですが、実際は市営住宅等に準拠して決定させていただいております。

本田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第85号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第85号 魚沼市有住宅条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第87号 字の変更について

本田委員長 日程第6、議案第87号 字の変更についてを議題といたします。執行部より補足説明はありませんか。

星農林課長 特に補足する説明はありません。

本田委員長 質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決

することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第87号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第87号 字の変更については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 閉会中の所管事務等の調査について

本田委員長 日程第7、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて議長あて申し出たいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長あて申し出を行うことに決定いたしました。

(8) その他

・魚沼市の地下水保全について

本田委員長 日程第8、その他についてを議題といたします。執行部から「地下水の保全について」及び「湯之谷簡易水道について」資料が提出されていますので、説明を求めます。先に「地下水の保全について」説明を求めます。

桜井土木課長 地下水利用の現状については、既にご承知のとおり、高齢化の進展及び灯油の高騰等に伴い、冬季の屋根雪除雪の負担軽減のため、消雪用井戸本数が増加し、厳冬期には地下水位低下のため機能しない井戸が出ており、このため、市の道路除雪では、消雪パイプ路線に除雪車が入る事態となっておるとともに個人住宅の屋根雪処理にも多大なる影響が生じており、冬季の市民生活の安全・安心が脅かされている現状があります。また、現在、湯之谷地域限定で、地下水の採取に関する条例により規制されておりますが、小出地域と湯之谷地域は入りくんでおり、道1本はさんで条例対象地域と違う地域が隣接しておる地区もあり不公平となっております。これらを受け土木課では、平成22年度に地下水調査に着手、平成23～24年度には地下水保全対策検討委員会を組織し、副市長を座長に有識者や議会、自治会等から委員を選出・議論の上、魚沼市地下水保全対策についてを市長に答申いただいたところであります。この答申の中では、現状と課題で地下水は豊富だが多数の井戸で水位低下が大きい地域、地下水が少ないため、少数の井戸で水位低下が大きい地域、条例によって地下水採取に不平等な地域があると区分し、地下水保全に向けた行動計画では、現状の把握と認識、公共機能の維持、平等な利用、涵養や利用見直し、意識改善と行動の各項目について、行政、事業者及び市民の役割分担について明確にしております。また、行動計画の実現に向けた課題では、行動すべき計画項目に具体的実施例などを挙げてあり、これに伴い、地下水位の変動をHPでの情報公開や市の消パイ井戸で節水タイマー試験などを行っており、現行条例の見直しについても、この行動計画の重要な一つであります。このような背景を受け、平成25年度にそれまで湯之谷地域からの委員選出となっていた魚沼市地下水対策委員会を市内全域からの委員選出に衣替えし、有識者3名と魚沼市議会産業建設委員会から2名、計5名の委員で、主に条例の見直しを中心に議論を重ねていただきました。本日は、その委員会でご議論の上作成させていただいた

条例改正案の骨子や概要、今後のスケジュール等についてご説明申し上げます。

(資料1「魚沼市の地下水保全について」について説明)

佐藤建設室長 (資料2「魚沼市地下水の保全に関する条例(案)(概要)」について説明)

本田委員長 執行部より説明がありました。この件につきまして質疑はありませんか。

森山委員 3ページに第1種、第2種の保全区域の記載があるが、8ページまでいってようやく第2種保全地域の必要散水量から2割減ずると書いてある。ここまでいかないと第1種、第2種が何がどう違うのか全くわからない。3ページの保全区域のところに記載した方がわかりがいいと思いますがいかがでしょうか。

桜井土木課長 きょうは概要の説明ということで、実際は条例の中に記載させていただいてありますので、パブリックコメント等が終わってきちんとした審査をいただく際にはお示ししたいと思っております。

本田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 本件については、引き続き調査をしていくこととしまして、本日は以上としたいと思います。

・湯之谷簡易水道について

本田委員長 続きましてガス水道局から湯之谷簡易水道について資料が提出されていますので説明を求めます。

滝沢ガス水道局長 (資料「湯之谷簡易水道について」説明)

佐藤(肇)委員 これには給水のほかにガスの中圧管の布設が一緒にされていますが、この中圧管ということになりますと一般家庭での使用はちょっと難しい、ここは低圧も一緒に入っていると解釈してよろしいでしょうか。

滝沢ガス水道局長 このガスの中圧管は斎場へいく専用の管です。

佐藤(肇)委員 小学校の方にも向いているようです。小学校の校舎へガバナをつけると思いますが、温泉施設だとか、やまびこ荘とかいろいろあるわけですが、加熱用に重油を使っていると思います。ガスに切り替えといったほうに向かっていけばいいと思いますが、その辺は今回の計画には含まれていませんか。

滝沢ガス水道局長 きょうは管路関係の資料を持ってきていませんので、後で確認した上でお答えしたいと思います。

本田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 本件については、以上としたいと思います。ほかに委員の方から意見協議事項はありませんか。

佐藤(敏)委員 先般の一般質問でも米価の大幅下落対策ということで問題提起と提案させていただいております。現状では生産費が大きく割ったと、こういったことから大規模の稲作の担い手、生産組織、これらの1番大事なところが稲作経営の維持が難しいということで、市にできることはトップセールスや生産費の一部助成とのことで提案しています。トップセールスについては、南魚沼市がJAと協力して西部ライオンズでの宣伝が新潟日報に写真付きで掲載され、宣伝効果があったとお聞きしております。そこで費用の捻出をどうしたのかと関係者に聞いたのですが、かなり負けてもらって400万円以上かかったということです。新潟県が120万円、南魚沼市が140万円、あとはJAが負担して効果を上げたと。さらに詳しく聞いてみますと、新潟県は県単事業ということで地域産米評価向上新

事業という補助事業を使ってより販売に力を入れてると。秋の行事等あると思いますので、県の補正なり、市の補正なり、JAの協力なりをいただいた上で積極的に米販売に協力して、担い手農家なり生産組織の育成に供与するべきと考えます。費用の助成ということでは借地料、あと有機センターで作った堆肥については一部助成していくべきと考えます。

本田委員長　しばらくの間、休憩します。

休　　憩（11：56）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（12：04）

佐藤(肇)委員　10周年のおぬまザ・チャンスセール10が終わりましたが、どのような成果があったか数字がつかめていますか。

青木商工観光課長　チャンスセール、堀之内と小出がばらばらにやっていたものをまとめてやったところですが、50万枚の応募券が投入されたということで、その数に驚いています。今までは直にやっていたので、どれだけあったのかはっきりつかめませんが1万枚とか2万枚だと思います。50万枚ということでびっくりしている状況です。

佐藤(肇)委員　データをまとめていると思いますが、それぞれの商工会ごとにある程度数字をつかんでいると思うので後ほどまた報告をお願いします。それから、ガス水道フェアがもうちょっとで予定があると思いますが、PRかたがた議会にも説明してもらいたい。

滝沢ガス水道局長　10月11、12日を予定しております。PRが足りないようですので、これからPRしていきたいと思っています。

本田委員長　ほかに執行部から報告はありますか。（なし）そのほか委員の方から意見協議事項はありませんか。（なし）なければ、これでその他を終わります。会議録については委員長に一任願えますでしょうか。（異議なし）異議なしと認めます。それでは、本日の産業建設委員会は閉会いたします。

閉　　会（12：07）